

令和5年度事業計画書

第1 令和5年度事業計画

1 基本方針

公益社団法人山口被害者支援センターは、事件・事故等の被害者及びそのご家族、ご遺族(以下「被害者等」という)に対し、精神的支援をはじめ各種支援活動を行い、社会全体の被害者支援意識の高揚並びに被害者等の早期の回復及び軽減に資するとともに、民間団体としてのきめ細やかな、途切れのない支援活動を通じて地域の安全・安心及び人権の擁護に寄与する事業を行うことを基本方針とする。

2 重点事項

- ・ 県警察、行政などの関係機関・団体との連携、協力による早期支援
- ・ 市町に対する犯罪被害者等支援条例制定と改定の働きかけ
- ・ 財政基盤強化に資する事業の展開と活性化
- ・ 人材確保と育成施策の推進
- ・ 被害者等支援の広報・啓発活動の推進
- ・ 講座、研修会等のオンライン活用

3 推進事項

(1) 県警察、関係機関・団体との連携、協力による早期支援

令和3年4月から施行された山口県犯罪被害者等支援条例に伴い、県警察、県・市町などの関係機関・団体等の連携、協力をより強化し、必要な支援を早期に行う。

(2) 市町に対する犯罪被害者等支援条例制定と改定の働きかけ

令和4年4月から周南市、宇部市において、犯罪被害者等支援条例が施行され、岩国市、下松市においても令和5年4月から条例が施行されることに伴い、特化条例未制定の市町に対して、条例制定の必要性を積極的に働きかける。また、防府市が特化条例を改定中であることから、現状にそぐわない既存条例についても改定を働きかける。

(3) 安定的活動資金の獲得

ア 賛助会員等の募集

県警察、行政、事業所等への働きかけや、関係機関のイベント等への積極的な参加により、広く支援活動を呼び掛け、賛助会員の募集及び寄附や募金(おいでませ募金等)を獲得し、財政基盤の強化に努める。

イ 委託事業の誠実な実施

県や県警察等からの委託事業について、民間ならではの、きめ細かい業務を行うとともに、県内外の被害者等や各種関係機関・団体との連携を活用した養成・研修事業を行うなど、誠実かつ確実に業務を履行することにより、継続的な委託事業を展開する。

ウ 支援自動販売機の設置

県警察や関係機関、協力事業所等と連携を図り、県内の各事業所等に対し、被害者支援の重要性や必要性を訴え、設置事業者への感謝状贈呈式におけるテレビ放映や新聞報道などのパブリシティを活用した広報により、設置事業者の社会貢献を広く伝播させ、その波及効果により支援自販機の設置を促す。また、ベンダー業者に対しても、自販機公募入札の積極的な参加を促し、財政基盤の強化を図る。

エ 赤い羽根「県域」テーマ募金への参画、ホンデリング事業の推進

「県域」テーマ募金の共同募金会への参画と各種広報によりホンデリング事業を推進し、運営資金の拡充を図る。

オ 助成金交付の要望

条例未制定の市町に対する条例制定要望と併せ、犯罪被害者等基本法第22条「民間の団体に対する援助」に基づき、公益法人としての民間団体が果たす役割の重要性を訴え、財政上の施策として助成金の交付を要望する。

カ 預保納付金支援事業への助成申請

預保納付金（振り込め詐欺被害者へ返せなかった資金）は、年々減少しているものの助成事業は継続方針であることから、この事業の担い手である日本財団に対して、センターの職員を相談員として育成する相談員育成助成金の申請（単年度申請、3年間）を行い、職員の雇用を維持する。

また、全国犯罪被害者支援フォーラム、秋期全国研修会、中・四国ブロック研修会への参加など支援員のスキルアップ事業費も継続申請する。

(4) 適正人材の確保と人材育成

ア 支援活動員等の人的充実

適正人材の確保や適切な支援活動を継続するため、非常勤職員から常勤職員としての雇用も視野に予算措置を講じるとともに、被害者等のニーズに応じた早期かつ適切、継続的な支援活動ができるよう支援活動員等の募集と育成に努める。

イ 支援活動員の資質の向上

年間計画に基づく支援員養成（入門・初級）講座、中・四国ブロック研修、全国フォーラム研修、他機関・団体等開催の研修への積極的参加、及び養成講座後の継続研修として、相談対応・直接支援等でのOJT研修、ステップアップ研修、例会時研修への積極的参加を通じて、支援員・ボ

ランティアの資質の向上を図る。

また、オンライン化による各種研修等にも積極的に参加し、支援スキルの向上を図る。

(5) 講座・研修会等のオンライン活用

公開講座や養成講座、ステップアップ研修など必要に応じてオンラインを活用するとともにホームページ上に開設された会員限定のウェブ講座を活用する。

第2 令和5年度公益目的事業計画

1 事業活動

(1) 被害者等相談事業

ア 電話相談

開設時間 = 月曜日から金曜日 10:00～16:00 (6時間)

平成30年4月1日より開設の、公益社団法人全国被害者支援ネットワークが運営する共通のナビダイヤル「0570-783-554」(ナヤミハココヨ) 受付時間/7:30～22:00 (12/29～1/3までを除く) の広報を含め連携を強化する。

イ 面接相談

開設時間 = 月曜日から金曜日 10:00～16:00

(時間外=要予約)

ウ 一日出張面接相談

・下関市役所 毎月 第1火曜日 11:00～15:00

・周南市役所 毎月 第3火曜日 11:00～15:00

・宇部市役所 毎月 第3木曜日 13:00～15:00

(祝日・振替休日の場合は、次の週の火曜日・木曜日)

*事前予約が原則

エ 専門家相談

法テラスとの連携により弁護士による相談対応を当センターにて行う。なお、相談ケースに応じた、精神科医師、臨床心理士、関係機関・団体、各種相談所等の紹介、引継ぎ等広範囲な連携と組織的対応の強化を図る。臨床心理士による心理カウンセリングは3回まで無料とする。

(2) 自助グループ支援事業

自助グループ「風の森」の活動支援を積極的に行い、犯罪被害者ご遺族の心の支えとする。

(3) 被害者支援事業

ア 直接支援

被害者等のニーズを把握し、センターが行える内容等を検討のうえ「支

援計画表」を策定し、被害直後の早期からの直接支援活動を積極的に推進する。また、事案に応じて関係機関・団体等と連携して組織的な支援に努める。

イ 関係機関・団体との連携強化

(ア) 犯罪被害者等早期援助団体として、県警察と緊密な連携を行うとともに、県、市町等の関係機関・団体等と協力し、被害者等に対し、早期に能動的かつ適切な支援を行う。

(イ) 法テラス、弁護士会との協議会や研修会に参加し、連携強化を図る。

(ウ) 全国被害者支援ネットワークと連携した活動を展開する。

※ 総会、ブロック会議、各種委員会、研修への参加

※ 全国被害者支援ネットワークの「被害者緊急支援金」の活用

(エ) 山口県被害者支援連絡協議会と連携した支援活動の推進を図る。

(オ) その他各種関係機関・団体、相談機関等と連携した事業推進を図る。

(4) 支援活動員等に対する研修事業

全国被害者支援ネットワークが定める研修カリキュラムに沿った養成講座の実施

ア 入門・初級講座（受講料無料）

開催日 = 5月～8月にかけて全10回（公開講座を含む）

場 所 = センター及び山口市内

対象者 = 被害者支援に関心のある成人で、支援活動に従事する希望のある者を、行政、司法関係者、医療関係者、山口被害者支援連絡協議会会員、賛助会員等に広く呼びかけ、一般から募集する。

イ 中・四国ブロック、質の向上研修会

開催日 = 上期 島根 9月（予定）

場 所 = 下期 香川 1月（予定）

対象者 = 支援活動員で、活動実績、意欲ともに良好な者の中から、研修レベルに応じた者を派遣する。

ウ コーディネーター研修会

開催日 = 未定

場 所 = 東京

対象者 = 犯罪被害相談員で、活動実績、意欲ともに良好な者の中から、研修レベルに応じた者を派遣する。

エ 全国被害者支援フォーラム2023・秋期全国研修会

開催日 = 10月（予定）

場 所 = 東京

対象者 = 支援活動員で、活動実績、意欲ともに良好な者の中から、

研修レベルに応じた者を派遣する。

オ 自助グループ研修会（警察庁主催）

開催日 = 未定

場 所 = 未定

対象者 = 支援活動員で、活動実績、意欲ともに良好な者の中から、
研修レベルに応じた者を派遣する。

カ ステップアップ研修（継続研修）

開催日 = 下期（10月～3月）

場 所 = 山口被害者支援センター会議室等

対象者 = 支援活動員

内 容 = 支援員養成DVD研修（初級編～中級編）、認定 NNVS・
専門講師研修、裁判傍聴、広報活動等ボランティア活動
への参加。

キ 「例会」研修

開催日 = 随時

場 所 = 山口被害者支援センター会議室

対象者 = 会員全員

内 容 = 上・中級研修、部外研修のフィードバック等

ク 部外研修への参加

各種関係機関が開催する研修会等へ、随時支援活動員等を参加、派遣
する。

(5) 被害者支援の調査、研究事業等への協力

ア 全国被害者支援ネットワークやその他関係機関が行う被害者調査及び
支援内容実態調査への協力

イ 直接支援対象者等へのアンケート調査

ウ 研修資料、文献、DVD等の購入、貸出し

エ 各大学における関係学部、研究部門等との連携による被害者支援に関
する調査研究

オ 山口県被害者支援連絡協議会との連携による支援技術等の調査研究

カ その他、被害者支援に関わる機関等への参画、研修等

(6) 広報・啓発活動事業

犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩へ
の配慮の重要性等についての県民の理解を深めるとともに、被害者支援の担
い手の確保のため、積極的かつ効果的な広報・啓発活動を実施する。

ア 公開講座の開催

開催日 = 令和5年 5月14日(日)

場 所 = KDDI 維新ホール会議室（会場参加とオンライン配信）

対象者 = 一般市民等

講師 = 岩城 順子 (いわき よりこ) 氏を予定 (傷害致死事件被害者ご遺族)

イ 「命の大切さを学ぶ教室」の実施

小学校・中学校・高等学校を対象に年間10校以上開催

場所 = 県内の小学・中学・高等学校

対象者 = 生徒、教員、保護者

内容 = 犯罪被害、いじめ、デートDV等小学生・中学生・高校生の被害実態に対応した講師による啓発講演

ウ 「命の講座」の実施

大学生・一般社会人を対象に年間10回以上開催

場所 = 県内の大学、一般企業・団体等

対象者 = 大学生、一般社会人等

内容 = 犯罪被害者等あるいは犯罪被害者支援に造詣の深い者による啓発講演

エ 「犯罪被害者週間行事」の開催

開催日 = 令和5年11月16日(木)

場所 = 光市「光市民ホール」

対象者 = 一般市民等・・・約200～300名程度

内容 = 講演会

講師：高田 香 (たかだ かおり) 氏を予定 (交通事故被害者ご遺族)、県警音楽隊演奏

オ 犯罪被害者等支援ミニパネル展の開催

年間又は、犯罪被害者週間(11月25日から12月1日)にあわせ県下6会場(和木町、大島町、光市、上関町、平生町、防府市を予定)において、犯罪被害等支援に関するミニパネル展を行う。

カ 機関紙、ホームページの活用による広報の充実

機関紙による広報を行うとともに、ホームページを随時更新し、活動状況の紹介や犯罪被害者等への支援に関する情報の県民への周知、徹底を図る。

キ 広報物品の作成と配布

パネル、ポスター、リーフレット等を作成し、現場において展示、配布することで、視覚に訴えた広報・啓発活動を行う。

また、各種講演会や会議への出席、他機関との共同活動等の機会を活用して、犯罪被害者等への支援の意義、支援活動の実態等を周知し、犯罪被害者支援の重要性を醸成する。

ク 新聞、テレビ等のパブリシティ活用による広報・啓発活動

新聞及びローカル紙、テレビ、地元ケーブルテレビ等を活用した公開講座や被害者週間行事の紹介をはじめ、寄付型自販機の感謝状贈呈式の広報等、積極的なパブリシティの活用を図る。

ケ その他の広報・啓発活動

路線バス（防長交通、サンデン交通、宇部市営バス）の車内広告の他、新たな広報・啓発活動に取り組む。

第3 令和5年度収益事業計画

支援自動販売機（収益型）の設置促進

犯罪被害者等への支援の必要性和当センターの役割のほか、設置した場合の社会貢献度等を設置事業所に訴え、支援自動販売機（収益型）の設置促進を図る。また、県、市町に対し設置等の働きかけを推進する。